

第819回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成23年8月12日（金）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第818回教育委員会会議録の承認について

4 第819回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

（1）東日本大震災について

（2）公立高等学校新入試制度についての請願について（高校教育課）

（3）宮城県図書館資料の東北歴史博物館への移管の即時停止並びに移管決定に到る手続きの公開に関する陳情について（生涯学習課）

6 専決処分報告

（1）教育功績者表彰について（総務課）

（2）宮城県図書館協議会委員の人事について（生涯学習課）

（3）宮城県生涯学習審議会委員の人事について（生涯学習課）

7 議 事

第1号議案 職員の人事について（教職員課）

第2号議案 平成24年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について（高校教育課）

第3号議案 宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について（スポーツ健康課）

第4号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について（文化財保護課）

8 課長報告等

（1）教育・福祉複合施設整備事業に係る被害調査結果及び今後のスケジュールについて（教職員課）

（2）（仮称）美田園高等学校の開校時期等について（高校教育課）

（3）第31回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会について（スポーツ健康課）

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

第 8 1 9 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 3 年 8 月 1 2 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長

4 説明のため出席した者

大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長, 鈴木教育企画室長, 山口福利課副参事兼課長補佐, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 1 8 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 1 9 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐々木委員及び青木委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長報告

(1) 東日本大震災について

(説明者: 教育長)

東日本大震災について, 8 月 1 0 日現在の被害状況とこれまでの対応並びに今後の取り組みについて, 前回委員会での報告から変更のあった点を中心に御報告申し上げます。

「1 被害状況」を御覧いただきたい。

「(1) 人的被害」であるが, 前回報告以降, 安否不明の児童 1 人の死亡が確認されている。「(2) 施設被害」については, 前回報告の数値から変更はない。「(3) 県立学校等への避難状況」であるが, 8 月 1 0 日現在で, 県立高校等 6 施設が避難所となっており, 避難者数は 2 8 7 人となっている。前回報告からは避難所となっている施設数に変更はないが, 避難者は 1 4 4 人減少している。

続いて, 「2 県立学校について」である。「(1) 県立高等学校」の「① これまでの取組と対応について」の「ニ 雇用確保のための対策」についてであるが, 本年 7 月 2 0 日に, 宮城労働局, 県, 県教育委員会, 仙台市及び仙台市教育委員会の 5 者が連携し, 経済 5 団体に対し, 平成 2 4 年 3 月新規学卒者の採用枠の確保に関する要請を行っている。

続いて「② 今後の支援策について」の「ロ 生徒の心のケア」についてである。被災した生徒の心を支えていくために, カウンセラーを長期にわたり継続的に派遣することとしている。特に被害の大きかった石巻地区, 本吉地区, 名取・亶理地区の 1 7 校には, 7 月末までの期間, 通常配置のカウンセラーとは別に, 週 2 回程度緊急派遣カウンセラーを派遣しているが, 9 月以降についても, 各学校の実情に応じた緊急派遣を行っていくこととしている。

続いて「③ 学校再開に向けた取組について」である。志津川高校については, 登米高校及び上沼高校の 2 校に分散して授業を再開していたが, 8 月 1 9 日から既存校舎へ復帰する予定となっている。

次に, 「5 学校以外の教育関係施設等について」の「(3) 文化財保護」についてである。「③ 特別名

勝松島」について、有識者、関係自治体の首長等からなる検討会を設置し、特別名勝松島の文化財的価値と復興計画の両立を図るための検討を行っている。本年6月21日に第1回目の会議を開催し、復興計画と特別名勝松島の保存の両立のための基本方針について、論点の整理が行われたものである。また、8月8日に開催した第2回目の会議では、中間報告の取りまとめが行われている。

なお、今回の会議で、基本方針の策定がなされる予定となっている。

最後に、「8 学校等における放射線量の測定等について」である。プールの水の放射能については、県内49校でサンプル調査を実施したが、1回目の検査では、全て不検出となっている。2回目の検査では、3校でセシウムが1キログラムあたり1ベクレル検出されたが、プールの使用は特段問題ないものと考えている。また、放射性物質が含まれた稲わらを給与された可能性のある牛の肉が流通していることが発表されたことから、県内の公立の学校等の給食における使用状況を確認した。その結果、4つの給食施設で当該牛肉の使用が確認されたが、1回のみでの提供で、1食当たりの量も少ないことから健康への問題は無いものと考えている。

以上、震災から5か月余り経過した現時点での状況を御報告する。今後も教育環境の早期の正常化に向けて、鋭意取り組んでまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

先ほどの放射性物質の稲わらを食べた牛の肉について、各教育委員会や学校等に情報開示しているか。例えば、1食あたりの摂取量が少ないため、健康への被害は問題ない等の情報について、給食を食べた児童生徒の学校にはどのように伝えているか。

スポーツ健康課長

7月12日頃から当該牛肉の市場への流通が問題視されたことから、7月21日に全市町村教育委員会に使用の有無を照会し、その後、厚生労働省から通知された個体識別番号を基に、給食センターの管理情報から4件の使用を確認した。当該牛肉はチンジャオロースやビーフカレー等に使用されたが、1食あたり17～18グラムの極めて少ない摂取量であった。その摂取による健康への問題について、専門家の意見を聴取した上で、100%吸収されるものではないこと、摂取量も極めて少ないことなどから、心配には及ばないとの判断をしたものである。また、学校給食のメニューを変更する、牛肉の使用を差し控えるなどの措置については、各教育委員会、給食センターで判断すべき事案であることから、市町村に対しては特に通知はしていない。

なお、8月1日に、多賀城市、登米市、丸森町、石巻の支援学校で当該牛肉が使用されたことを記者発表し、各報道機関には情報提供したものである。

特別支援教育室長

石巻支援学校の保護者に対しては、記者発表とほぼ同時刻に、一斉の緊急メールにより当該牛肉を摂取した可能性がある旨の内容を送信するとともに、その翌日、担任が校長名の文書を持参の上、保護者の家庭を訪問し、心配ない旨説明した。今後は、保護者や給食を摂取した教職員を対象に、専門家を招いた研修会や理解を深めるための講演会を開催する予定である。

佐 竹 委 員

保護者や児童・生徒が、できるだけ不安を抱かないように配慮いただきたい。

勅 使 瓦 委 員

今回の東日本大震災の対応について、各市町村の教育長と意見交換した際に、教職員の過員配置や、それ以外の職員の応援が非常に有効であったと聞いている。事務職員の配置で困っている市町村もあるようなので、さらなる過員配置が可能であれば検討いただきたい。一方で、問題となるのは、沿岸部の津波被害を受けた市町であり、街並みを今後どのように復興していくか、それに基づいて新しい学校をどのように建設・復旧していくか、予算的な制約や地域との調整も難しい問題であり、市町だけの対応では困難な状況にあると感じている。今後、県が、市町に対してどのように支援していくのか、現時点で話せる範囲で説明いただきたい。

施 設 整 備 課 長

施設整備の視点からお答えする。現在、土木部において、県と市町村、各地域が一体

となって被災地域をどのように復旧・復興していくか、その計画案等を示しながら今後の街づくりに関し検討していると聞いている。津波により被災した市町においては、学校の具体的な建設位置、現地での建て替えによる復旧、あるいは国の財政的な援助等の見込みなど、現実的には様々な問題がある中で、市町自らがその復旧・復興策を判断する必要がある、その判断の過程において、県もサポートしていくものと理解している。県は、市町村に対して物的に支援する状況にはないが、被災地域の声を国に伝えていく、あるいは街並みの復旧・復興に携わるなど、県も市町と一体となって検討していく状況にあると考えている。

勅使瓦委員 津波被害のあった小・中学校の建設等は各市町の判断となるが、津波により完全に流失した学校について、地域の実情によっては、学校が建設されていた（津波により浸水等した）場所に再度建設せざるを得ない場合も考えられる。県の各市町に対する指導力は、どの程度あるものか。再度被災する可能性のある建設計画等に関し、どこまで抑止できるものか。

施設整備課長 県では、原則として、浸水地域への学校・公共施設等の建設は認めない方針で各地域の復興・街づくりを考えている。一方で、移設が困難であるとか、その場所以外に建設する土地がないなどの理由により、やむを得ず元の場所に建設する場合は、それを禁止する手立てはない。仮に、地域全体がそのような判断した場合は、防潮堤の建設や災害を防止する工夫をした上で建設するよう説明しているが、規制力はないものと考えている。

教育長 小・中学校については、基本的に各市町で判断するが、津波被害を受けて建て替えざるを得ない場合、一般論としては、元の場所に建設したくないとの考えを持っていると思われる。しかし、仮に、元の場所に建設する方針が決定した場合は、その場所に建設する理由が必ずあるはずである。先ほど、施設整備課長が申したように、津波を途中で遮る構造物の建設、津波に耐えうる高層の建物、あるいは容易に避難できるルートを確保するなど、何らかの対応を取った上で建設すべきである。

委員長 名取市の保護者の方々の意見を聞くと、学校の附属設備等は流失したが建物は現存しており、内部を洗浄すれば使用することができるが、津波により被災する状況を目の当たりにしているため、現地での再開を望まない声が多い。名取以外の地域でも同様の状況にある。そのまま使用できる状態であっても、使いたくないといった意見が多数となった場合、予算措置面で難しい問題となると感じているので、併せて検討いただきたい。

佐竹委員 メンタルヘルスケアについて、4月1日から電話相談専用フリーダイヤルを設置し、相談者の実績数が344人であったが、この電話は、教職員も自由に相談することが可能であったものか。それとも、被災生徒と保護者のみが対象となっているものか。

義務教育課長 メンタルヘルスケアの電話相談は、教職員も自由に相談することができるものである。なお、相談件数は、教職員と保護者等とに区分した集計はしていないため、教職員からの相談件数は不明である。

佐竹委員 フリーダイヤルによる電話相談は5月31日までの2ヶ月とされているが、今後も継続して実施していくべきではないか。

義務教育課長 フリーダイヤルによる相談は5月31日で終了した。その後は、義務教育課の既設の電話で対応したいと考えている。いろいろな内容に応じて、例えばいじめ相談とかにも対応している。

佐竹委員 3ページの「ロ（生徒の心のケア）」について、7月末までの間、学校にカウンセラーを配置し、「9月以降も各学校の実績に応じた緊急派遣体制を編成する」と記載されているが、メンタルヘルスケアのカウンセリングは、震災から半年間で打ち切って良いものではなく、今後もPTSDの症状を訴える被災者がいると思われる。生徒へのカウ

ンセリングも必要であるが、これまで一生懸命頑張ってきた教諭は、少し落ち着いてきたこの時期に、その反動で発生するケースが高い。私どもにも教諭からのPTSDの相談が多く、その状況を確認すると、カウンセリングが生徒中心となっているため、各教諭は遠慮している傾向にあるとのことである。重要なのは指導する教諭への配慮であり、頑張っている先生には心の手助けも必要と感じている。生徒を元気にするためには、指導する教諭も元気である必要があり、メンタルケアについても細心の配慮が必要であることから、そこを今後も継続的にフォローする体制を望む。期限が迫っているが、少し柔軟に対応し、生徒・児童のケアがある程度進んだのであれば、今後は教職員にも手をさしのべられる配慮が必要と思われる。

教 育 長 多方面からそのような意見が寄せられており、今後十分留意して取り組んでまいりたい。

佐々木委員 最後に説明のあった育英資金について、7億7千万円以上の寄付金が寄せられているとのことであるが、その資金は1年後に支給したのでは意味がない。生徒の夏休みの間に支給方法や給付範囲を決定し、早急に支給してほしい。また、「親を失った子どもたち等を支援するため」と記載されているが、親を失っていない場合でも学習・生活基盤を失っている子どもたちは多く、その子どもたちは、これから日本あるいは世界中の同年代の子どもたちと伍していかなければならないので、一刻も早く学習基盤等を回復できる資金の配給や対策を講じてほしい。ぜひ、夏休み明けには、被災前の学習水準を取り戻せるよう配慮いただきたい。

教 育 長 いわゆる震災遺児・孤児については、10の(2)に記載しているとおりに全国各地の団体や個人から支援したいとの申し出をいただいている。その受け皿として、保健福祉部所管の基金を立ち上げて管理することとしており、現在、どのように活用するかについて、内部で議論している。なるべく早く具体化すべきことも承知している。また、そのような遺児・孤児にとどまらず、被災した生徒全体を対象とする就学支援制度を、国の予算を受けて県としても予算措置しており、それらを活用して継続的に支援してまいりたい。

(2) 公立高等学校新入試制度についての請願について

(説明者：教育長)

本年7月19日付けで宮城県教職員組合入試制度検討委員会委員長から提出された請願に関し、その内容及び取扱いについて御説明申し上げます。

請願の趣旨であるが、資料11ページの記以下に記載されているとおりに「新入試制度の導入撤回を含めた見直し等」を求める内容となっている。

まず、新入試制度については、高校入試に関係する様々な立場の委員によって構成された入学者選抜審議会において多角的な議論がなされ、改革の方向性が打ち出されたことを受け、県教育委員会においても慎重に議論してその導入を決定し、十分な周知期間を確保した上で実施することとしたものであり、現在は、その実施に向けて準備を進めているところである。

次に、前期選抜の「出願できる条件」については、志願者の中学校生活の実情を評価する指標として示すこととしており、中学生がより良い学校生活を送ろうとするときに、その励みとなるような条件設定が大切だと考えている。今回、各高等学校が示している様々な指標については、妥当なものと考えている。また、志願者は、自分が「出願できる条件」に合っていることを確認した上で出願するとともに、高等学校でも志願者が「出願できる条件」に適合していることを確認した上で受験させることとしている。

なお、志願理由書については、志願者本人の意思で作成すべきものであることは当然と考えており、志願者に対しては、以上のような趣旨で回答したいと考えている。

本件については、以上のおりである。

(質 疑)

勅使瓦委員 この請願について、教職員組合の委員長名で出されているが、これは個人からの請願であるのか。それとも教職員組合としての請願として捉えるべきか。

教育長 入試制度検討委員会委員長との肩書きであるので、組織としての請願であろうと受け止めている。

勅使瓦委員 一般的には、教職員組合であれば、請願者と執行委員長名の連名になるものと思う。組織により、請願のスタイルは様々な形態があるとも思われるが、この請願について、どのような受け取り方をすればよいか。

委員長 記載されているとおり、検討委員会委員長が検討委員会として出すこともあるものと思われる。

佐竹委員 請願に関して、どのようなアクションを示してよいか。請願の内容を読むと、「先生方の責任が重くなる」、「子どもたちの意欲を欠く」、一番気になるのは「15歳を谷底に落とすような制度」等と記載されており、かなり辛辣な表現となっている。教職員組合の先生方がそのような向き合い方であれば、これからの生徒たちの将来に関して、良い影響があるとは思えないが、そのような内容に関してどのような考えがあるか。

高校教育課長 請願者に対しては、先ほど教育長が説明した内容を文書で回答することとしている。

佐竹委員 納得していただける内容であるのか。出願できる条件について、例えば、英検等の資格を記載できることとした点など、そのような部分を強化する方向に条件を広げて対応しているが、今回の請願は、きちんとその意図が伝わっていないように思われるので、その内容に対する理解、意思疎通を図っていただく必要があると思われる。子どもたちを導いていただく教諭であるので、子どもたちが未来や希望を失わないよう、一緒に手を携えて導いていくような回答をしてほしい。

(3) 宮城県図書館資料の東北歴史博物館への移管の即時停止並びに移管決定に到る手続きの公開に関する陳情について

(説明者：教育長)

この陳情の内容については、前回の教育委員会定例会で報告した陳情とほぼ同様の趣旨である。

本件に係る対応としては、前回と同様に、関係者に対し、機会をとらえて移管に至る経緯等を説明するとともに、有識者による検討会議を設置して、様々な観点からの御意見をいただきながら、中長期的視点に立った図書館所蔵文化財資料等の取扱いについての検討を加え、1年程度を目途に改めて方向性を出してまいりたいと考えている。

本陳情に対しては、以上のような趣旨で回答したいと考えている。

本件については、以上のおりである。

(質 疑)

委員長 前は、同様の陳情が違う方から提出されたが、陳情の内容が前回と同様の趣旨であるため、前回回答した内容と同じ趣旨で回答することでのよろしいか。

教育長 そのとおりである。

佐々木委員 1点確認するが、この資料の移管は、教育委員会が最終結論を出したものであったか。陳情書の理由の中に「県民の意見や宮城県図書館協議会の意見すら聞くことなく」との表現があり、このことがどのような経緯で決められてきたものが改めて確認したい。以前の説明では、これまでも移管してきた資料があり、今回もその移管の一部であるとの説明であったと思う。一つ一つの移管内容について、教育委員会等に諮ることなく押し進められてきたものであったか。

教育長 今回の陳情で問題となっている資料の移管については、教育委員会の場で決定した経緯はない。図書館で所蔵している資料の歴史博物館への移管は、資料は違うものの過去

に移管した例はある。その流れの中で、図書館と博物館の職員が協議し、新たに移管する資料を決めたという経緯である。

佐々木委員 このような事案に関し、教育委員会で決定した内容はどの程度の効力を持つものであるのか。私たちが、その移管に対し、反対の意見を示した際に、移管が止まる可能性があるものか、それとも自然に決められたことのように移管するしかないのか。

教育長 今回の移管問題への今後の対応としては、改めてこのような問題に造詣の深い方々にお願いして、どのような措置をするのが適当であるのか、多方面から十分なご意見をいただきながら時間をかけて議論し、検討委員会としての結論を出した上、それを踏まえて決定することとしている。その際には、教育委員会の場に対しても報告または議案の形で提案し、議論いただきたいと考えている。

佐々木委員 その際、宮城県図書館協議会の立場や位置付けはどのようになるのか。

教育長 教育委員会全体としての問題であるが、図書館の運営に関わる問題でもあり、それは図書館協議会の所管事項にもなっている。さらには、歴史博物館の在り方にも関わる問題でもあるため、両方の立場を総合的に見た上で、教育委員会として方向を決定すべきと考えている。教育委員会の中で、図書館協議会の意見を吸い上げながら方向性を出す必要があると思われる。

佐々木委員 本件は保存の在り方が問題となっているので、検討委員会では、客観的にどのような保存方法がふさわしいのか、また、文化財の在り方等について十分に議論できるよう配慮いただいた上で、将来どちらの方向性とするのが適当であるのか適切に判断いただきたい。

教育長 委員の提案に応えられるよう配慮したい。

9 秘密会の決定

6 専決処分報告

- (1) 教育功績者表彰について
- (2) 宮城県図書館協議会委員の人事について
- (3) 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

7 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 平成24年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について

第3号議案 宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について

第4号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

委員 長 専決処分報告及び7議事の各議案については、非開示情報が含まれているなどであることから、その報告及び審議については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議については、秘密会とする。

なお、秘密会での報告は、次回教育委員会の開催日程決定後に行う。

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

10 課長報告等

(1) 教育・福祉複合施設整備事業に係る被害調査結果及び今後のスケジュールについて

(説明者：教職員課長)

1の「被害の概要及びこれまでの対応状況について」であるが、昨年12月から始まった建設工事は、3月11日の東日本大震災発生まで工程通り進んでいたが、地震に伴い1m程度の津波が押し寄せ、汚泥や流木等が流れ込むとともに、仮設事務所や作業員休憩所が損傷した。なお、人的被害はなかった。

このため、3月18日に事業者に対して建設工事の一時中止を指示し、その後、事業者等と協議を行い、4月25日から6月30日まで汚泥・流木等の片付けや清掃及び仮設事務所等の応急復旧作業を実施するとともに、5月27日から7月15日までの間に、既に工事が済んでいる部分に地震や津波による影響がないか調査を実施した。その被害調査の結果と主な概要であるが、1点目、現場の測量をした結果、施工上問題となるレベル差・変形等は認められなかった。2点目にコンクリート打設部分のひび割れ、3点目に施工済み鉄筋及び仮置き鉄筋の錆の発生、4点目に埋設配管等に多少の被害が確認されたが、いずれも補修等で対応可能との報告を受けている。

以上の結果、工事を再開する上で構造的に問題となる被害がないことが確認されたが、震災前の状態に戻すための本格復旧工事に約2ヶ月、工事再開後のコンクリート工事に約1ヶ月程度、工期が延長になることが判明した。

次に、3の「施設の安全性について」である。

1点目の地震に係る施設の安全性であるが、本施設は、国土交通省が示す災害時に被災者の受け入れが行える施設の性能を確保することとしており、震度6強から7程度の地震でも、施設自体は比較的小さな損傷に止まるため、人命の安全確保、機能確保が図られる施設であると考えている。

次に、2点目の津波に係る安全性であるが、国から示されている安全基準等が現在はないため、仮に今回の震災と同様の状況が発生した場合を基に検証すると、施設の1階部分が浸水する可能性はあるが、施設の倒壊や流出等は想定されないと考えている。また、今回の地震発生後、建設現場に津波が到達するまでに1時間ほど時間があつたことから、施設にいる方を2階以上の安全な場所に移動させる時間は確保できると考えている。

さらに、今回の震災を契機として、これまでの設計上は用意していないが、本館に備蓄庫や非常電源を設置することをはじめとして、ハード面及びソフト面の防災機能の強化を図るための検討を行っていきたいと考えている。

最後に、4の「復旧工事の再開、供用開始時期等の変更スケジュール」であるが、9月上旬から本格復旧工事を開始できる見通しができたことから、復旧工事を約2ヶ月かけて行い、11月上旬までには震災前の状態に戻すことができる。その上で工事を本格的に再開すると、平成24年10月上旬頃に工事が完了し、各種検査を実施した後の同年11月下旬には引き渡しを受けることが可能であることから、平成25年4月の供用開始で事業を進めたいと考えている。

なお、平成25年4月は、当初の予定から丸1年遅れて供用開始することとなる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

今回の震災を教訓として、県は公共施設等に避難所の機能を持たせる動きがあると思うが、この施設もそのように利用することと捉えて良いか。

教 職 員 課 長

各市町村の指定避難所については、当該市町村との協議により決定されることとなり、市の防災計画の中でどのように位置づけられるかが今後の検討事項かと思われる。また、この施設の近隣には小学校もあるため、指定避難所となる場合は、その小学校と当該施設の役割分担を検討しながら進めることとなる。仮に、市の指定避難所になるとすれば、これから検討する備蓄庫なども使いながら避難所の機能は果たせると考えている。

(2) (仮称) 美田園高等学校の開校時期等について

(説明者：高校教育課長)

来年度の組織編制計画については、6月27日の定例会で教育長から御報告したが、2の「通信制高校の独立校化」について、改めて御報告するものである。

(仮称) 美田園高校については、新県立高校将来構想第1次実施計画に基づき、平成24年4月の開校を目指して準備を進めていたが、開校時の移転先である、名取市下増田地区に建設中の教育・福祉複合施

設が津波で被害を受け、先ほど教職員課長から御報告したとおり、供用開始時期が平成25年4月に変更となった。

開校予定時期まで8カ月となったことから、開校時期自体の延期は避けるべきと考え、これまで学校関係者らと検討を進めてまいったところである。その結果、当面は現所在地においても新設校の教育内容等の実現を図っていくことは可能であると判断した。

そこで、開校時期を予定通り来年の4月とし、教育・福祉複合施設の供用開始時期である平成25年4月までの1年間は、現所在地である仙台第一高等学校校舎を現在と同様に使用して教育活動を展開していくこととした。

次に、「(仮称)美田園高等学校の概要」について御説明申し上げる。

今回の美田園高校は、「1 設置の目的」にあるとおり、仙台第一高等学校通信制課程が、近年その存在意義を高めていることから、分離・独立させることにより、これまで以上にきめ細かい教育活動を展開していこうとするものである。「2 概要」の「(1) 開校時期」と「(2) 設置場所」については、先ほど御説明したとおりである。また、学科編制や募集定員については、(3)、(4)に記載のとおりである。

次に、「(5) 教育内容の方向性」であるが、教育目標は、これまでの一高通信制の教育方針や教育活動を発展的に継承しながらも、生徒の実態や社会的なニーズをこれまで以上に踏まえつつ、自分及び周囲の人を大切に、関わりを通して生きる力を身につけ、社会に貢献できる人間を育成する観点から「自分及び他者の存在をかけがえのないものとして理解し、尊重する態度を育てるとともに、人とのかかわりを通して主体的に生きる力を身に付け、志をもって社会に貢献する人間を育成する」としている。そして、教育方針は、この教育目標を踏まえ、3つを掲げている。

なお、校訓については、現在検討中である。

次に、「(6) 入学者選抜」について、現行の通信制入学者選抜に加え、年度途中の10月からの入学生の募集を行うことと、全受験生を対象に面接検査を実施する方向で検討している。

このような方向性を踏まえ、現在、具体的教育内容について学校と調整中であるが、現在検討している特色ある教育課程については、資料の(7)に記載しているとおりである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

- | | |
|-------------|--|
| 佐 竹 委 員 | (7)の5の地域スクーリングの実施について、現在はどうのような状況にあって、どのように進めているか。 |
| 高 校 教 育 課 長 | 今年度も地域スクーリングを開催しており、美里町で4回ほど実施している。小牛田高等学園及び美里町の公共施設を借り、土曜及び日曜、さらに平日を含めて試行的に実施しており、開講後のスクーリングを実施できると考えている。 |
| 佐 竹 委 員 | 募集定員が500名であるが、現在は何名程度であるか。 |
| 高 校 教 育 課 長 | 今年入った生徒数は350名程度であり、募集定員に達していない状況にある。 |
| 佐 竹 委 員 | 地域スクーリングには何名程度参加しているか。 |
| 高 校 教 育 課 長 | 多いときで30名程度が参加している。 |
| 佐 竹 委 員 | 希望者ということか。 |
| 高 校 教 育 課 長 | お見込みのとおりである。 |

(3) 第31回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会について

(説明者：スポーツ健康課長)

昨年の第30回大会までは、岐阜県で開催されていたが、大会主催者の日本実業団陸上競技連合が、「第30回を大きな節目と捉え、競技コースを新天地に求め、更なる発展を目指す」との方針で、全日本大学女子駅伝対校選手権や仙台国際ハーフマラソン大会等のロードレース開催の実績のある宮城県に決定したものである。

宮城大会の概要であるが、大会期日は平成23年12月18日の日曜日である。

コースは、松島町中央公民館前をスタートし、国道45号線を仙台方向に向けて走り、日の出町から仙台市内を走り、ゴールである仙台市陸上競技場までの6区間42.195kmとなっている。出場チームは、各地区予選会を経ることとなる22チームのほか、各地区予選会において2時間20分を突破したチーム及び東日本大震災復興祈念大会として各地区予選会において2時間30分を突破したチームである。

主催は、日本実業団陸上競技連合、共催は株式会社毎日新聞社及び株式会社TBSテレビに加え、宮城県及び関係市町である。特別協賛は県の誘致企業でもある東京エレクトロン株式会社である。

県の役割としては、復興途上にある宮城県を全国にアピールできる絶好の機会であること、また本県の生涯スポーツの普及・振興に寄与するものであることから、大会の円滑な運営の支援や大会を盛り上げるための側面支援を行っていくこととなる。

交通規制により、沿道の方々はもとより、多くの県民の方々に御不便をかけることとなるが、御協力いただきたいと考えている

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青木委員 スポーツ健康課長	各地区予選会と東日本大震災復興祈念大会の各地区予選会は別であるのか。 通常は、全国を3ブロックに分けて、22チーム出場した中から2時間20分を切ったチームが出場するが、東日本大震災復興祈念として規制を10分間緩和し、さらに多くの方々に参加いただく趣旨となっている。
青木委員 スポーツ健康課長	被災した地域の方々が特別に出場できるといったものではないのか。 予選時の条件を10分間緩和し、その分幅広く参加いただきたいといった趣旨である。
勅使瓦委員 スポーツ健康課長	最終的に何チームの参加となりそうであるのか。 今のところタイムが分からないが、約30チームの参加となるのではないかと予測している。

11 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成23年9月14日(水)午後1時30分から開会する。

12 閉 会 午後4時15分

平成23年9月14日

署名委員

署名委員